

議案第 22 号

鯖江市まなべの館設置および管理に関する条例の一部改正について

鯖江市まなべの館設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市まなべの館設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市まなべの館設置および管理に関する条例（昭和53年鯖江市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。